

むつ市議会第192回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成19年6月12日(火曜日)午後1時開会・開議

故牛滝春夫議員に対する追悼演説

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議会運営委員の選任
- 第4 下北駅前整備促進特別委員会委員の選任
- 第5 下北駅前整備促進特別委員会中間報告
- 第6 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第7 議案第33号 むつ市マリンハウス脇野沢条例
- 第8 議案第34号 むつ市かまふせビレッジ条例
- 第9 議案第35号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例
- 第10 議案第36号 むつ市ふれあい温泉川内条例
- 第11 議案第37号 むつ市湯野川温泉濃々園条例
- 第12 議案第38号 むつ市脇野沢流通センター条例
- 第13 議案第39号 むつ市野平高原交流センター条例
- 第14 議案第40号 むつ市まちの駅かわうち条例
- 第15 議案第41号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第42号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第43号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第44号 むつ市釜臥山スキー場設置条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第45号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第46号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第47号 むつ市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第48号 むつ市脇野沢保養センター条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第49号 青森県交通災害共済組合理約の一部を変更する規約
- 第24 議案第50号 青森県市長会館管理組合理約の一部を変更する規約
- 第25 議案第51号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第26 議案第52号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合理約の変更について
- 第27 議案第53号 平成19年度むつ市一般会計補正予算

- 第28 議案第54号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第29 報告第4号 むつ市障害者計画について
- 第30 報告第5号 平成18年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第31 報告第6号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第32 報告第7号 平成18年度むつ市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第33 報告第8号 平成18年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書
- 第34 報告第9号 平成18年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第35 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市一般会計補正予算)
- 第36 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第37 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市老人保健特別会計補正予算)
- 第38 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第39 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市下水道事業特別会計補正予算)
- 第40 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算)
- 第41 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第42 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第43 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第44 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 第45 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市一般会計補正予算)
- 第46 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市用地造成事業会計補正予算)
- 第47 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市一般会計補正予算)

【請願上程、委員会付託】

第48 請願第1号 大瀬橋から下北橋間の河川遊歩道及び周辺の環境整備に関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57人）

1番	山本留義	2番	白井二郎
3番	村中徹也	4番	白堺孝悦
5番	川端一義	6番	川下八十美
7番	小林正功	8番	菊池一郎
9番	新谷功俊	10番	濱田栄子
11番	高田正俊	12番	村川壽司
13番	東健而	14番	澤藤一雄
15番	石田勝弘	16番	富岡幸夫
17番	杉浦守彦	18番	柴田峯生
19番	久保田昌司	20番	横垣成年
21番	工藤孝夫	22番	大澤敬作
24番	松野裕而	25番	東谷正司
26番	東谷良久	27番	佐々木隆徳
29番	竹本強雄	30番	坂井一利
31番	福永忠賢	32番	板井磯美
33番	飛内賢司	34番	赤松功誠
35番	田澤光雄	36番	徳謙
37番	佐々木肇	38番	鎌田ちよ子
39番	菊池広志	40番	野呂泰喜
41番	杉浦洋	42番	千賀武由
43番	目時睦男	44番	田高利美
45番	澤田博文	46番	菊池清
48番	工藤清四郎	49番	服部清三郎
50番	杉本清記	51番	慶長徳造
52番	佐藤司	55番	本間千佳子
56番	半田義秋	57番	坪田智十司
58番	斉藤孝昭	59番	中村正志
60番	富岡修	61番	川端澄男
62番	宮下順一郎		

欠席議員（4人）

23番	千船司	28番	立石政男
47番	柏谷均	53番	工藤直義

説明のため出席した者

市長職務 副市長	田頭	肇	収入役	田中	實
教務委員	山本	文三	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理委員	杉山	重一	代監査委員	菊池	十田夫
選挙管理 委員	佐々木	鉄郎	農委 委員	立花	順一
総務部長	齋藤	純	総務部 出納室長	西堀	敏夫
企画部長	阿部	昇	企画部 部長	近原	芳栄
民生部長	佐藤	吉男	保健福祉 部長	佐藤	節雄
経済部長	佐藤	純一	建設部長	成田	豊
建設部 理事	石田	三男	教育部長	新谷	加水
公営企業 局長	小川	照久	監査委員 長	遠藤	雪夫
総務部 副部長	工藤	武勝	企画部 部長	千船	藤四郎
企画課 副課長	奥島	慎一	企画課 部長	鈴木	克郎
選挙管理 事務局	大芦	清重	農委 事務局	村川	修司
総務部 課長	花山	俊春	企画課 部長	伊藤	道郎
民生部 課長	清藤	巡一	川内 舎所長	工藤	昭治
大庁舎 所長	伴	邦雄	脇野 舎所長	船澤	桂逸
総務部 課長	松尾	秀一	総務部 課長	吉田	真
総務部 課長	澁田	剛			

事務局職員出席者

事務局長	小	島	昭	夫
総括主幹	工	藤	昌	志
庶務係長	金	澤	寿	々子
調査係主査	石	田	隆	司
議事係主事	井	戸	向	秀
				明

次長	高	田	文	明
総括主幹	柳	田		諭
庶務係主任主査	濱	村	勝	義
議事係主任	葛	西	信	弘

開会及び開議の宣告

午後 1時01分 開会・開議

○議長（宮下順一郎） ただいまからむつ市議会第192回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は57人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

故牛滝春夫議員に対する追悼演説

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に、去る4月1日ご逝去されました牛滝春夫議員に対する追悼演説を行います。

議員を代表して、坪田智十司議員にお願いいたします。坪田智十司議員。

（57番 坪田智十司議員登壇）

○57番（坪田智十司） ここに、私は、皆様のお許しを得て、故牛滝春夫議員の御霊に対し、謹んで哀悼の言葉を申し上げたいと存じます。

牛滝議員、それは忘れもしない4月1日のことであります。生者必滅、会者定離とは申しながら、あなたの悲報に接した私たちは、悲しみにただただ茫然自失、闇夜に光を失った感がいたします。

今、牛滝議員が座るはずの議席には、遺影と花がひっそりと飾られた主がいない悲しい空席のままです。もうこの54番席に座る、ひょうひょうとして人を引きつける誠実温良なあなたの姿を見ることも、声を聞くこともできません。

牛滝議員、あなたは、3月議会の23日最終日にインフルエンザにかかりながらも、その人一倍強い責任感から、無理をして出席なさっておりました。

そのため、体調がすぐれなそうには感じておりましたが、まさかそのお姿が、あなたをお見受け

した最後になるうかとは、だれが思ったことでしょうか。

あなたの健康がそれほどまで損なわれているとは気づきませんでした。省みて、残念とも何とも言いようのない悔恨の情を感じております。

53歳と言えば、まだ春秋に富み、これからこそ円熟した仕事が期待されていたのに、あなたの余りにも早過ぎる急逝は、まことに惜しみても余りあり、痛恨のきわみであります。

牛滝議員は、昭和28年5月7日、山あり、海あり、川ありの自然豊かな情緒にあふれ、歴史と文化の伝統の地、川内町において、父棟太郎さん、母まささんの八男としてお生まれになりました。

高等学校卒業後、日本交通観光社勤務を経て、昭和63年から川内軽運送を自営されておりました。

その柔和なお人柄は、厚い人望と信頼とに相まって、地域住民はもとより、広く町民の支持を得るところとなり、平成15年に行われた町議会議員選挙において見事当選され、以来むつ市との合併等、町政、市政の発展に多大な貢献をなされました。

その至誠温厚にして責任感が強く、卓抜した識見と指導力は衆目の一致して認めるところであり、産業建設常任委員会委員、議会広報誌編集委員会委員、川内町消防委員会委員を歴任され、平成17年3月の合併後は、むつ市議会議員となられて、産業経済常任委員会委員、下北駅前整備促進特別委員会委員等の要職につかれ、積極的に新市の基盤づくりにご尽力いただきました。

また、外にあっては、これまでのお仕事の経験から、運輸観光方面に意を持ち、川内観光協会会長、下北観光協会連合会理事等、そのご活躍の足跡は枚挙にいとまありません。

このような数多くのご功績は、必ずや永く後世に語り継がれるものと信じております。

私たち議員も、そのご功績を大事にし、あなたを失った悲しみを乗り越え、市政発展、充実のために全力を傾注し、頑張ることをお誓い申し上げます。

そして、奥様、ご息様並びにご親族の皆様も、どうかこの悲しみを乗り越えて、元気に頑張ってください。

どうぞ、あなたの住む遠い遠いよみの国から私たちを見守ってください。

ここに、心からご冥福をお祈り申し上げまして、追悼の言葉といたします。

平成19年6月12日、議員代表、坪田智十司。

○議長（宮下順一郎） これでご牛滝春夫議員に対する追悼演説を終わります。

ここで1時25分まで暫時休憩いたします。

午後 1時08分 休憩

午後 1時25分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の申し出

○議長（宮下順一郎） ここで、市長職務代理者副市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

市長職務代理者副市長。

（田頭 肇市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） こちらから申し出をいたしましたところ、議長のご許可をいただきましたので、故杉山肅前むつ市長に対する追悼の言葉を述べさせていただきたいと存じます。

私は、議場において、こうして杉山市長に対する追悼の言葉を申し述べる立場になろうとは夢想だにしていませんでした。一昨日の告別式までは、

市長の死を現実の出来事とは思えませんでした。こうして座るべき人がいない席の隣にいて、違和感とともに、市長がお亡くなりになったことを改めて身をもって感じているところであります。

市葬の席でも、杉山市長が残されたご功績を述べさせていただきましたが、二十有余年の長きにわたり、決して頑丈とは言えない双肩に市民の安全と福祉の向上を図るという重い責務を担って懸命に頑張ってくださいました。途中地震や豪雨、豪雪という大きな災害に見舞われましたが、市長のリーダーシップとその時々市民の皆様のご理解とご協力をいただいて、自治体としての機能と役割を失することなく今日のむつ市を迎えることができております。

市長は、議員の皆様もご承知のことと思いますが、ふだんは職員には事細かに説明し、指示することは意識的にしておりませんでした。それは、ヒントとなる言葉は発しますが、それ以外のことは自分で考えて判断する能力を磨けという市長の思いが込められていると理解しておりました。しかし、時として私たち職員の思い込みが勝ち過ぎて、市長が思い描いている方向とは逆の方向に進みがちなことがあり、その都度ご心労を煩わせたりもいたしました。

しかし、市長はそうした場合であっても、決して大きな声を上げることはなく、考え方のずれを検証されました。もちろん市長の言葉足らずによって思わぬ方向に展開する場面もなきにしもあらずであります。いずれにいたしましても、職員の仕事に対する見方は厳しい中にも余裕を持った見方をしておられたように感じております。ただ、言葉遣いと服装については大変気を使われておりました。どちらも使い方、着用の仕方を間違えると、相手に不快な思いをさせるからと、幾度となく注意するように指示をされておりました。

相手に対する思いやりの気持ちやサービス精神がお酒の場での話題づくりに大いに関係していたように思いますが、ただ毎回同じ話を聞かされる職員にとっては、思いやりに欠けたサービスと受け取られたこともあったようであります。今となつては、そのこと自体が望んでもかなわない思い出となってしまいました。市長の独壇場とも言える酒席にも、もう一度同席したいと願っていたのは、私一人だけではないと思います。

我々職員でも、こうした思いを持っておりますので、それこそ毎日同じ屋根の下で暮らし、しかもいつもと変わらない暮らしをしている中で、忽然と命のともしびが消える場面を目の当たりにされた奥様の驚きようはいかばかりであったかと拝察いたします。せめて何かしら言葉を交わすいまを与えてほしかったという思いが去来しているものと存じ上げます。

本日は、本来ならば市長のご功績を述べて、敬意を表すべき場であると認識しておるところですが、去る9日の市葬において、むつ下北では初めてとなる旭日中経章の荣誉に輝かれましたことが、そのことを雄弁に物語っておりますので、ここでは割愛させていただきました。そのご功績を挙げる基となった市長の人となりのご紹介にとどめさせていただきました失礼をお許しいただきたいと存じます。

ただ、皆さんのご議論をいただいて来年度にも移転を目指しております新庁舎の議場で新しいまちづくりについて議論できなくなったことへのおわびと、これまで長い間杉山市政にご支援とご協力を寄せてくださいました市民の皆様と市議会の皆様に対するお礼の気持ちを、ここに万感の思いを込めて市長にかわりまして衷心より申し上げます、追悼の言葉にかえさせていただきます。

平成19年6月12日、むつ市長職務代理者副市長 田頭肇。

大変失礼いたしました。

○議長（宮下順一郎） これで市長職務代理者副市長の発言を終わります。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 次は、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、本日本市長職務代理者副市長から、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布してあります。

次に、本日本市長職務代理者副市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく地方公共団体が出資する法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、お手元に配布しております。

次に、本日この後、むつ市本庁舎移転基本計画について、市長職務代理者副市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、青森県市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から、今年度の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮下順一郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、17番杉浦守彦議員及び46番菊池清議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの18日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月29日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 議会運営委員の選任

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第3 議会運営委員の選任を行います。

本件は、1名の欠員が生じたので、これを補充するため行うものであります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、石田勝弘議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました石田勝弘議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

日程第4 下北駅前整備促進特別委員会委員の選任

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第4 下北駅前整備促進特別委員会委員の選任を行います。

本件は、議員の逝去に伴い1名の欠員が生じたので、これを補充するため行うものであります。

お諮りいたします。下北駅前整備促進特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、本間千佳子議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました本間千佳子議員を下北駅前整備促進特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第5 下北駅前整備促進特別委員会中間報告

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第5 下北駅前整備促進特別委員会中間報告を行います。

下北駅前整備促進特別委員会付託事件であります下北駅前整備に関わる諸問題について、会議規則第46条第2項の規定により、中間報告の申し出がありますので、これを許可します。下北駅前整備促進特別委員長。

（6番 川下八十美議員登壇）

○6番（川下八十美） 下北駅前整備促進特別委員会に付託の事件について、審査の経過をご報告申し上げます。

本委員会は、第186回定例会において付託された下北駅前整備に関わる諸問題について、5月14日、副市長、収入役ほか関係部長等の出席を求

めて審査を行いました。

初めに、企画部長から、4月の人事異動に伴うあいさつと同部課出席職員の紹介がありました。

続いて前回の委員会開催以降の経過と現況について、企画部長及び建設部長から報告がありましたので、その概要を申し上げます。

まず、企画部長から、これまで駅前広場整備には電源三法交付金を、駅舎移転補償費には一般財源を活用するとしていたが、中間貯蔵施設を初めとする各施設の着工時期のおくれから、当初予定していた同交付金が見込めなくなったとのことで、現段階で基金積立金充当後は起債により対応せざるを得ないと当該事業の財源構成について説明がありました。また、駅舎実施設計の前提手続となる実施設計協定書については、締結に向けて建設部と連携し、JR東日本盛岡支社と協議調整に入ったとのことであります。

次に、建設部長から、駅前広場整備事業に係る事業認定申請について、3月16日に必要書類が整い、同日付で県に申請し、5月7日許可があり、同日付で県報に告示されたとのことであります。また、平成18年度の用地取得についても、3月19日に民間2社と土地売買契約を締結し、所有権移転完了後の3月29日に用地費並びに補償費の支払いを終えたとの説明がありました。なお、民間2社分を合わせた用地取得面積は1,793.64平方メートルで、取得単価は1平方メートル当たり3万700円とのことであります。現在残る民間1社の用地取得の手続とJR用地については、駅舎の設計が決まり、駅舎の用地が確定し次第広場用地を取得する考えで、事務的に必要な手続や協議を進めているとのことであります。

次に、今後の駅前広場整備計画の予定についてありますが、今年度から3カ年でもって完成させる予定であるが、今年度は南側駐車場部分を整備し、平成20年度はトイレを含めた駅舎周辺、駅

舎部分は並行してJRで整備する。そして、平成21年度は、バスロータリー部分の整備をし、事業を完了するとの説明がありました。なお、前回の報告でも申し上げておりますが、県では駅前交差点の交通緩和を図るための右折ライン設置の工事を既に発注し、今年度と来年度の2カ年で完成させる予定であるとのことであります。

次に、主なる質疑、意見等について申し上げます。

まず委員から、一般車両の駐車スペース51台分とバスプール3台分を確保したことについて、それぞれ妥当なものかとの質疑に対し、建設部長から、県内各駅の駐車スペース等と実際の下北駅前での駐車状況を勘案して、限られたスペースの中でおさめた台数であり、バスプールについても大畑線の代替バスのほか、市内路線のバスの駐車スペース、そして時期的に待機する恐山行きの定期バス、さらには県内外の観光バスの待機スペースとして設けているとの答弁がありました。

また、同委員ほか複数の委員から、財源変更した詳細についての質疑があり、当該事業の総事業費は6億円を超えるということで、その財源として駅舎の移転補償費2億円は一般財源で対応し、残りの4億円については1億6,000万円の基金を取り崩して充当し、残りの2億4,000万円を今年度からの電源三法交付金で充てるとしてきた計画を、その財源となる交付金が見込めないことになれば、本特別委員会で協議して進めてきた趣旨とかけ離れてくるのではないかと質疑に対し、企画部理事から、その大きな要因として中間貯蔵施設等の着工が当初見込みよりおくれた影響で、同交付金が平成19年度で約15億円、平成20年度で約18億円の2カ年で約33億円が減となったためであり、当該事業を進めていくうえでは起債の充当もやむなしということで、今年度当初予算で当該事業費のうち4,620万円を起債として充当している

との答弁がありました。

このほか別の委員から、駅舎が平成20年度に駅舎周辺の整備と並行して建設されることになっているが、駅舎建設に当たっては、多くの市民から観光案内所等も設けてほしいという大きな要望もある旨の意見が出されました。

以上で下北駅前整備促進特別委員会の中間報告を終わりますが、下北駅前整備の3カ年計画の平面図がこのようにできております。きょうは皆さんに配布いたしませんでしたが、後に皆さんにこれを配布いたしたいと思っております。

以上で中間報告を終わらせていただきます。

○議長（宮下順一郎） これ以下北駅前整備促進特別委員長の中間報告を終わります。

ここで、ただいまの中間報告に対し、質疑の通告を受け、議事整理のため2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから下北駅前整備促進特別委員長の中間報告に対し、質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

以上で下北駅前整備促進特別委員会中間報告を終わります。

日程第6 行政報告

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第6 行政報告を行います。

市長職務代理者副市長から報告を求めます。市長職務代理者副市長。

（田頭 肇市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 初めに、むつ市本庁舎移転基本計画についてご報告申し上げます。

お手元に配布しております基本計画は、このたびむつ市本庁舎移転基本計画審議会からいただきました答申の内容を尊重して策定したものであります。

この種の計画は、行政が前面に出て策定すれば、得てして独善的なものになりやすいという弊害を指摘されておりますことから、資料にお名前を掲載しておりますように、公募による一般市民及び各界各層を代表する方々に、市民から寄せられたご意見やご要望、あるいは市職員の提案等をもとに、自由にご意見を述べてもらうスタイルでご審議を進めていただきました。

本審議会は、本年2月15日に第1回目を開催してから5月24日の第6回目まで、約4カ月という短期間でありましたが、精力的に議論を重ねられ、その集大成として基本計画を取りまとめて、5月29日に答申をいただいたところであります。この間の野澤会長初め委員の皆様のご尽力に対しまして、この場をおかりしまして、衷心より御礼申し上げる次第であります。

審議会から提案されました新庁舎の基本理念は、「高齢化及び少子化に対応し、すべての市民に優しく親しまれる庁舎」、「市民協働の精神のもと、市民が参加・交流できる庁舎」、「防災の拠点として、市民の安心・安全を確保できる庁舎」及び「行政需要の変化に対応できる、働きやすい環境を備える庁舎」の4項目であります。

この基本理念を具現化するため、大きく分けて、市の執務部分である庁舎エリアのほかに、市民が参加・交流できる開放エリアを設け、「子育て支援を中心として市民が気軽に交流できる場」、「NPOや市民の自発的活動を支援する場」、「就職相談や情報を提供できる場」及び「特産品展示販

売の場」として活用してもらうほか、商業系を中心としたテナントに入居していただくなどの具体的提言も出されております。

これらのご提言は、まことに当と時宜を得たものでございますので、全面的に本計画に反映させていただき、実行していくこととしております。

本庁舎移転は、合併後の新むつ市にとりまして最初の大事業でありますので、市民の合意を得ながら進めるという大前提のもと、これからも関係する団体等との意見交換を積極的に行い、細部にわたって十分検討を加えるとともに、市民協働の精神を今まで以上に堅持してもらうため、市の職員の意識改革も進めていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、むつ市本庁舎移転基本計画についてのご報告といたします。

次に、公害対策、放射性廃棄物保管施設における安全対策及び交通問題対策に関する経過報告について、民生部長、企画部長から報告いただきます。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 公害対策に関するこのうち民生部が所管いたしております事項についてご報告申し上げます。

まず、公害の発生状況についてであります。ことし3月2日に開催されましたむつ市議会第191回定例会以降、6月11日現在まで公害の発生はありませんでした。

次に、河川等水質測定結果につきましては、お配りいたしました河川等水質検査資料のとおりであります。1ページの環境基準の水域類型指定河川であります田名部川、小荒川、川内川及び大畑川につきましては、汚濁を判断する主要指標でありますBODの値は、すべての河川で基準値を下回っております。

次に、2ページのその他の河川の水質測定結果についてであります。これらの河川につきましては、特に環境基準の定めはありませんが、環境基準の水域類型指定河川のBODの基準値と比較いたしますと、明神川の数値が高く出ており、小松野川及び大荒川の数値も若干高く出ておりました。他の8河川はいずれも基準値以下でありました。

次に、3ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排出水の水質測定結果につきましては、2社ともすべての項目において協定書に定める基準値以下でありました。

次に、4ページのアツギむつ株式会社むつ事業所の排出水の水質測定結果につきましては、すべての項目において基準値以下でありました。

以上で公害の発生状況、河川の水質検査についての報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、続きまして放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告を行います。

平成19年3月2日の経過報告以降、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する動きはございませんでした。

続きまして、交通問題対策について、平成19年3月2日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

まず、JR東日本大湊線問題についてであります。強風による運行規制の状況につきましては、平成19年2月から平成19年4月までの3カ月間では、規制日数は19日で規制本数は96本、運休本数は26本でございました。

次に、青森県鉄道整備促進期成会総会が去る5月8日に開催され、平成19年度の事業計画、予算等について原案どおり承認されております。

事業内容といたしましては、新幹線の建設促進、奥羽本線複線化の工事再開と大湊線の利便性向上、県内各線の輸送サービスの改善、充実となっております。大湊線については、利便性向上のための増便や防風柵の設置等による恒久対策の早期実施を働きかけていくこととしております。

次に、2点目の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてであります。下北半島振興促進連絡協議会総会が去る4月11日に開催され、平成19年度の事業計画、予算等について原案どおり承認されております。

事業内容といたしましては、要望活動の展開、全国協議会主催の各種事業への参加、地域情報の発信となっております。下北半島縦貫道路の建設促進については、半島振興施策上最重要課題と位置づけ、早期実現のために関係機関に対して要望活動を展開することとしております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これより質疑を行います。質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、むつ市本庁舎移転基本計画についての報告に対する質疑を行います。次に、公害対策に関する報告の部分について、続いて報告以外の公害対策に関する質疑を行います。次に、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告の部分、続いて報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する質疑を行います。その後交通問題対策に関する報告の部分、続いて報告以外の交通問題対策に関する質疑を行います。

まず、むつ市本庁舎移転基本計画についての報告に対し、質疑ありませんか。6番川下八十美議員。

（6番 川下八十美議員登壇）

○6番（川下八十美） むつ市の本庁舎移転計画について、今市長職務代理者副市長から報告を受けただけであります。私はこの基本計画そのもの

について云々するものではございませんが、審議会等において基本計画を審議されておられますし、その結果が出されたことも私は承知いたしております。しかし、私たちが議会において、いわゆる本庁舎を移転する場合には条例改正をいたさなければ、今のこの金谷一丁目1番1号から本庁舎が中央に移転するわけにはまいらないわけであり。しかも、これは地方自治法において出席議員の3分の2以上の賛同がなければ条例改正が可決成立いたさないわけであり。そういったしますと、今の時点でその条例改正の議案を提出される時期が非常に問題になるかと思っております。

市長職務代理者としての、これは行政の継続性がありますから、あえて私はこの場でお聞きをいたすわけであり。いつの時点で我々議会に、その条例改正案の提案をされようかというのか、行政の立場として、私は明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 今川下議員お話しのように、そういう移転のめどが立った場合、条例改正が必要でございます。その時期ということでは、今まず議員の皆様にも、この審議会の答申結果につきましてお目通しをいただくということで準備いたしました。いろいろ法的なとか、そういう事例等を見ましても、大体年度初めの4月に実施するものであれば、十分な期間を持って12月段階にしないとか、そういうことがございますが、私どもももう十分移転のめどが立った段階でそういうような対応をしてさせていただきたいと考えております。

工事等完了して、あと職員の移転等も含めまして、名実ともに新庁舎としての機能、サービスができるような体制ということの見通しが立った時点で、また十分なる余裕を持って議会の皆様にお

諮りしていくことになろうかと思しますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（川下八十美） 私は、この庁舎移転についての議会での取り扱いについて、こういった予算計上とか、あるいは計画内容等に入り込む前に条例改正することが正しいやり方だということを常に訴えて主張してまいりました。なぜかという、こういう既成事実をつくって議会に提案してくる、率直に申し上げますが、私たちは現本庁舎の議場の改修工事も三千何百万の予算を計上して議決しておるわけでありまして。こういった関連も出てくるわけでありまして。

しかも、10月15日をもって在任特例期限が切れる本議会は、新しい議会の構成になるわけでありましてから、そういう形で、万が一これが3分の2の賛成を得ることができないで否決されたらどうされるのですか。私はそれを心配するから、行政実例でも、あるいは地方自治法の精神からいっても、こういった計画や予算計上する前に条例改正をして、安心して旧アークスプラザに移れるような、そういう行政をすることが正しい姿ではないでしょうか。

これは、こういった既成事実を積み重ねてきて議会に諮るといことは、私は議会人の一人として納得できるものではありません。それはそのときに判断させていただきますが、いずれにいたしましても市長職務代理者、行政としてはこういう姿は私は好ましくないということをあえて申し上げておきます。

答弁は要りません。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。
22番大澤敬作議員。

（22番 大澤敬作議員登壇）

○22番（大澤敬作） 本庁舎移転問題で、これまで重大な課題があったはずで。私どもそういうこ

とについて、既に指摘をしております。旧アークスプラザ、ここに東京電力のあのずさんなやり方、200件を超えている、こういう企業が中間貯蔵を目指して旧アークスプラザ、ここに12億円も寄贈している。それは、中間貯蔵をねらったことだと、そのとおりに私どもは感じております。そういう点においては、この本庁舎移転計画そのものについて、私は「げんぱつ」という新聞をとっているけれども、東京電力の200件を超えるあのずさんなやり方、これについては了解を絶対できない。この点についてどのようにお考えを持っているのか……

○議長（宮下順一郎） 大澤議員、お話の200件を超えるさまざまな原発のトラブル等についてのご質問でしたら、ただいまの基本計画に対してのご質問の趣旨に反しますので、その部分についてはお答えができませんので、あくまでもむつ市本庁舎移転基本計画のただいまの行政報告についてだけご質問をお受けしたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

○22番（大澤敬作） そういう点での12億円の寄附をいただいているわけでありましてから、その点がどうなっているのかお答え願います。

○議長（宮下順一郎） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 東京電力からの寄贈の額は、総額15億円でございます。そして、この基本計画の18ページに今後の事業費及びスケジュールということで記載されておりました。取得費、それから設計工事費、ここに今後のその寄贈額等の執行についての、あくまでも概算でございますが、計画の中で示しておりますので、ご理解願います。

東京電力と、それから日本原子力発電からの総額ということで15億円ということでご理解願います。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（大澤敬作） 議長からも東京電力の原発の事故というようなのは別個な問題だと、これは後でやりますけれども、移転すべきそういう状態にないという私は懸念を持っている。中間貯蔵施設に絡んでのことだということで、この点は答弁は要りませんけれども、そのように考えておりますので、私の考えについてご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。
次は、公害対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。18番柴田峯生議員。
（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 資料の2ページのその他の河川についてちょっとお伺いしたいと思います。

報告でもナンバー2の5行目のところにBODが高目の箇所もあると、こう記載しております。先ほどの報告で小松野川、大荒川、明神川、そして茶水川、その4カ所が大体基準より高いと。なお、明神川につきましては、DOが異常に低いわけです。私は、関心を持ちまして、田名部川からの支流の明神川につきまして、むつ地区へ出る都度この明神川を見て歩いております。昨年たどんのようなものをケースに入れて、そして埋めてあったわけですが、4月の初めのときに明神川に参りました。その入れたものが、もう浮いてしまっていて流れているというような状況。しかも、物すごい水草と申しますか、そして異常な悪臭。率直に言って、付近にはかなりの飲食店があります。そのそばで営業している方々もおりますので、悪臭があるとは申し上げたくないわけですが、私ども歩いてみて、現実に異常な悪臭がしております。

私は、明神川の一帯は、田名部の夜の、あるいは昼の飲食等にかかわる重大な地域だと思いま

す。やっぱりこの地域の改善を図らなければ、私は顔として、安倍総理ではないですけども、美しいむつ市と申しますか、そういったものがどうも声高に言えない状況にあると思うのですが、この改善策についてどのように考えておりますか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

明神川のBODの値が高いことの対策についてのお尋ねでございますが、明神川はご承知のとおり、むつ市の中心部に位置してありまして、古くから商業地域にあると。上流部が住宅の密集地域でありまして、生活の雑排水の流入が多いということが一つの原因でございます。

もう一つの原因といたしましては、山間部からの清流の入り込みがほとんどないというような状況でございます。民生部といたしましては、河川等の水辺空間の利用方法や水の重要性について広報紙等でPRしてまいることしかできませんけれども、イベント広場の近くの川に炭で、その結果どういうデータが出るかわかりませんが、平成19年度においてそういう事業を、水質浄化事業を実施して、その効果について水質状況を観察してまいりたいと。

あとは、何と申しましても下水道の整備、それから単独浄化槽でなくて合併処理浄化槽の設置を進めていただかなければ、抜本的な対策にはならないのではないかと申すふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 初歩的な対応策というのはなさっているようですが、やはりこれからむつ市の観光なり市街地の再開発を進めるとしても、この明神川をきれいなものにしなければ、どんなことをしてもむつ市は旅の人から言われるの

ではないかと、批判を受けると思います。特にことしはNHKのニュースなんかでも気象庁の発表で、異常な暑さが来るのだと。しかも、北の側もかなり温度が高くなっていると。陸奥湾自身も温度が高くなっているし、日本海全体も高くなっていると。そういったことを考えても、やっぱり私は明神川に基本的な考えを取り入れて、そして改善していかなければいけないと思います。今後の計画をきっちりやっていただきたいと思います。

特に今、藻がいっぱいついております。ああいう藻は、やっぱり切り取ってしまうとか、それは酸素をつくる、窒素分を食べる水草ならいいのですけれども、そうではないみたいです。ですから、そういったものを十分考慮して、少なくともコイとかフナとか泳げるような川に、この明神川をやっぱりやっていただきたい。これからの担当の方々の腕、あるいは副市長を初め予算をつかさどる人たちの大いなる努力が必要だと思います。私は明神川は田名部の顔だと思います。これを十分整備していただきたいと、要望を申し上げて終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の公害対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。

次は、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。

次は、交通問題対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 下北半島縦貫道路についてお聞きしたいと思います。1点だけですが、たしか3月あたりまで測量をして、今年度には買収にかかるかといううわさを聞いていましたので、そこら辺確かなところを教えてもらえればと思います。むつ市の下北半島縦貫道路に係る部分についての話です。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

このむつ南バイパスは、現在早掛の下から前田地区あたりでございますけれども、あれから一里小屋の方まで約9キロを整備する地区になっております。今お話しありましたように、現在は測量も終わりました、早掛地区の方約4キロでございますけれども、今年度から既に用地買収の事務に着手しております。残りの5キロ、一里小屋の方でございますけれども、これも今年度は用地の説明会、それから用地交渉、そして来年度以降用地買収に移行するというふうな考えで県の方では事務を進めておりますので、その辺でご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の交通問題対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

日程第7～日程第47 議案一括上程、

提案理由説明

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第7 議案第33号 むつ市マリンハウス脇野沢条例から日程第47 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの41件を一括議題といたします。

市長職務代理者副市長から提案理由の説明を求めます。市長職務代理者副市長。

(田頭 肇市長職務代理者副市長登壇)

○市長職務代理者副市長(田頭 肇) ただいま上程されました22議案19報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第33号 むつ市マリンハウス脇野沢条例から議案第40号 むつ市まちの駅かわうち条例までの8議案についてであります。これらの議案は、各施設の管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであります。

次に、議案第41号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、本市の人材育成にという趣意を持って、むつ地区更生保護女性会、FM青森「アイ・ラブ・アクセス制作委員会」及び木村龍二氏からご寄附をいただきましたので、これに基金の運用収益を加え、育英基金に組み入れるためのものであります。

次に、議案第42号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、新信託法の制定による地方税法の一部改正に伴い法人課税信託の引き受けを行う個人事業者を法人とみなして新たに法人税割を課すこととしたほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第43号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方自治法の一部改正による財務に関する制度の見直しに伴い、所要の条文整理

を行うためのものであります。

次に、議案第44号 むつ市釜臥山スキー場設置条例の一部を改正する条例、議案第45号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例及び議案第46号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例の3議案についてであります。これらの議案は、むつ市釜臥山スキー場、むつ市民体育館及びむつ運動公園の管理運営にそれぞれ指定管理者制度を導入するためのものであります。

次に、議案第47号 むつ市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、結核予防法の廃止に伴い、所要の条文整理を行うためのものであります。

次に、議案第48号 むつ市脇野沢保養センター条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、観光施設としての活用を図るため、施設の名称をむつ市脇野沢温泉に改めるほか、所要の条文整備を行うためのものであります。

次に、議案第49号 青森県交通災害共済組合規約の一部を変更する規約及び議案第50号 青森県市長会館管理組合規約の一部を変更する規約についてであります。これらの議案は、地方自治法の一部改正による助役及び収入役制度の見直しに伴い、それぞれの組合規約を変更するためのものであります。

次に、議案第51号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。本案は、当組合の構成団体の解散及び組織の変更並びに地方自治法の一部改正に伴い、組合規約を変更するためのものであります。

次に、議案第52号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。本案は、当組合に青森県後期高齢者医療広域連合を加入させることに伴い、組合規約を変更す

るためのものであります。

次に、議案第53号 平成19年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は4,327万9,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は311億7,117万4,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。民生費には、増加傾向にある高齢者の交通事故を防止するため、交通安全教室の開催等に要する経費を計上しておりますほか、柳町ひまわり保育園及びエビナ保育園において保育時間の延長を行うため法人立保育園延長保育促進事業費を増額しております。

教育費には、小学校における国際理解活動や英語教育の取り組みの推進及びその指導方法を確立するための事業に要する経費、育英基金への繰出金、第三田名部小学校の用地取得に係る地質調査委託料及び下北少年自然の家の給水施設の老朽化に伴う給水施設改良事業費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金には補助内示に伴う見込額を、繰入金には前年度老人保健特別会計の精算に伴う超過負担分を、市債には社会教育施設整備債を、寄附金には育英資金寄附金を計上しております。

次に、議案第54号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算についてであります。本案は、前年度の老人医療給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬基金及び青森県に対する償還金並びにむつ市一般会計への繰出金を計上しております。

次に、報告第4号 むつ市障害者計画についてであります。本案は、障害者基本法に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画としてむつ市障害者計画を策定しましたので、同法の規定により報告するものであります。

次に、報告第5号から報告第9号までの5報告についてであります。これらは、平成18年度の

むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書、むつ市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書、むつ市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書、むつ市水道事業会計予算繰越計算書及びむつ市水道事業会計継続費繰越計算書について報告するものであります。

次に、報告第10号から報告第15号までの6報告についてであります。これらは平成18年度のむつ市一般会計予算、むつ市国民健康保険特別会計予算、むつ市老人保健特別会計予算、むつ市介護保険特別会計予算、むつ市下水道事業特別会計予算及びむつ市簡易水道事業特別会計予算をそれぞれの事業費の確定及び決算見込みにより補正するため専決処分したものであります。

次に、報告第16号についてであります。これは去る3月30日付をもって地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、平成19年度の課税事務に密接な関連を有することから、むつ市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

次に、報告第17号及び報告第18号の2報告についてであります。これらは、関係省令の改正に伴い、平成19年度の課税事務に密接な関連を有することから、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例及び旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

次に、報告第19号についてであります。これは、本年4月1日から青森県後期高齢者広域連合へ派遣している職員に対し、同広域連合から単身赴任手当が支給されることとなることから、単身赴任手当の支給に係る規定を追加するため、むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

次に、報告第20号についてであります。これは、平成18年度むつ市一般会計予算の歳入に21億3,445万2,000円の不足を生じたので、これを補てんするための措置として、平成19年度予算の歳入を繰上充用するため専決処分したものであります。

これにより平成18年度の単年度収支は、平成17年度決算における累積赤字額が24億8,817万7,000円であることから、3億5,372万5,000円の黒字決算となる見込みとなっております。

この要因につきましては、平成18年度におきまして、税収の減、むつ総合病院の負担金の増といったマイナス要素はあるものの、暖冬による除排雪経費の大幅な減、障害者福祉に係る支援費の減、さらには内部経費の節減等のプラス要素が大きく寄与し、約3億5,000万円が改善されたこととなります。

また、昨年12月開会の第190回定例会でお示した赤字解消計画における平成18年度末の累積赤字額約26億8,400万円に対して、約5億5,000万円が改善した形となっております。

決算の詳しい分析は、これからになりますが、除排雪経費の減少等という臨時的な要因があつての好転でありまして、現在国会での新しい地方公共団体の財政の健全化に関する法律案が審議中であることや国レベルで高まる地方交付税の削減論議等、地方財政を取り巻く環境は、一層厳しい状況が続くものと予想しております。

このようなことから、今後とも、むつ市行政改革大綱等に基づき積極的に財政の健全化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、報告第21号についてであります。これは、平成18年度むつ市用地造成事業会計予算の歳入に不足を生じたので、これを補てんするための措置として、平成19年度予算の歳入を繰上充

用するため、専決処分したものであります。

次に、報告第22号についてであります。これは平成19年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、市長が逝去されたことに伴い、市葬及び市長選挙の執行に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました22議案19報告についてその大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第48 請願上程、委員会付託

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第48 請願第1号 大瀬橋から下北橋間の河川遊歩道及び周辺環境整備に関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、お手元に配布の請願文書表のとおり、所管の建設常任委員会に付託いたします。ご了承願います。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。6月13日から15日まで及び18日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、6月13日から15日まで及び18日は議案熟考

のため休会することに決定いたしました。

なお、6月16日と17日は休日のため休会とし、
6月19日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時51分 散会

